

第 21 回高知県屋外広告物審議会 議事録

令和 7 年 2 月 7 日（金）14 時～15 時
高知市中央公民館 第 3 学習室

《出席者》

審議会委員：広末委員、岡崎委員、田原委員、大倉委員、重山委員、中橋委員、楠瀬委員、
大木委員（計 8 名）
幹 事：歴史文化財課長、経営支援課長、観光政策課長（代理）、道路課長（代理）、
都市計画課長、県警本部生活安全企画課長（代理）（計 6 名）
事 務 局：高知県土木部都市計画課（計 5 名） 合計 19 名

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今より第 21 回高知県屋外広告物審議会を開催いたします。
私は、議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、本審議会事務局の高知
県土木部都市計画課課長補佐の窪内でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。配布資料は、表紙に記載してお
ります、資料－1 出席者名簿、資料－2 配席図、資料－3 議案書、資料－4 議案説明資料・
パンフレット、資料－5 報告事項説明資料、資料－6 高知県屋外広告物条例及び施行規則
以上でございます。不足がありましたら、事務局にお知らせください。

はじめに、開会に際しまして、高知県土木部都市計画課長の中西より挨拶を申し上げま
す。

（中西課長）

高知県土木部都市計画課長の中西でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し
上げさせていただきます。本日は委員の皆様方には日頃からお忙しいにもかかわらず、当
審議会の委員就任をお引き受けいただきますとともに、本日はお忙しい中ご参加いただき
まして誠にありがとうございます。

また、日頃から県の行います都市計画行政に多大なご貢献をいただいておりますことあ
わせて感謝を申し上げるところでございます。

当審議会は、高知県屋外広告物条例に規定された審議会でございます。屋外広告物や
掲出物件に関する重要事項の調査審議及び知事が禁止地域や許可地域などの規制区域を指
定、変更、解除する際、審議会の意見を聞いた上で、指定を行うことが条例で規定されて
おるところでございます。

これまでも、高規格道路整備に伴います新たな規制区域の指定でありますとか、広告景観形成地区の指定などについてご審議をいただいております、今回は平成 31 年以來の開催でございます。

今回の議案につきましては、四国 8 の字ネットワークの一部を構成します、南国安芸道路のうち、高知龍馬空港インターチェンジから、香南のいちインターチェンジまでの区間が、本年 3 月 15 日に開通しますことに伴いまして、周辺区域に屋外広告の規制区域を新たに指定する議案について諮問をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては議事の中で、事務局からご説明させていただきますので、委員の皆様方には、それぞれの専門分野の観点から、忌憚のないご意見をいただきまして、適切にご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日は、令和 6 年 10 月 1 日の委員改選後、初めての審議会となりますので、議事に入ります前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まず、ご出席の委員の方からご紹介いたします。

高知商工会議所副会頭の広末幸彦様でございます。高知県広告美術協同組合理事長の岡崎勲様でございます。高知県広告美術協同組合副理事長の田原政範様でございます。カラーオフィスパーソナル代表の大倉美知子様でございます。高知工科大学システム工学群教授の重山陽一郎様でございます。弁護士の中橋紅美様でございます。楠瀬るいこ設計事務所代表の楠瀬路易子様でございます。高知こどもの図書館館長の大木由香様でございます。なお、国際デザイン・ビューティーカレッジ非常勤講師の松井大洲様、高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科准教授の北山めぐみ様につきましては、本日、所用のためご欠席でございます。

本日は、当審議会委員 10 名のうち 8 名のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が高知県屋外広告物条例施行規則第 35 条第 4 項に定める成立要件「委員の過半数の出席」を満たしていることを、ご報告いたします。

それでは、次に会長の選出に移らせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように委員改選後、初めての審議会となりますので、まず会長を選出していただく必要がございます。

当審議会の会長の選出については、高知県屋外広告物条例施行規則第 34 条に委員の互選により定めることになっております。

会長に推薦される方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

(岡崎委員)

前回も会長を務められた大倉委員を推薦します。

(事務局)

ただいま、大倉委員の推薦がございましたが、他にご推薦はございませんでしょうか。無いようですので、当審議会会長として、大倉委員に同意していただける方は、挙手をお願いいたします。

賛成多数のため、会長は大倉委員に決定いたします。それでは、会長に選任されました大倉委員様は、会長席への移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、高知県屋外広告物条例施行規則第 35 条第 3 項におきまして、会議の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、会長である、大倉委員様にお願いいたします。よろしくおねがいします。

(大倉会長)

大倉でございます。よろしくお願い申し上げます。あとは、座って、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

前回の第 20 回、屋外広告物審議会が開会されたのは、先ほど課長からもご挨拶がございましたが、平成 31 年度の 2019 年 3 月 13 日でございます。その年の 5 月 1 日に元号が令和となりましたので、コロナ禍を挟み、実に 6 年ぶり、記念すべき令和初開催でございます。

期間が空きましたので、前回の審議内容を振り返っておきますと、地球規模の気候変動における異常気象に対処するために、高知県屋外広告物条例の安全管理に係る条例改正についてお諮りいたしました。その結果、令和 2 年 4 月 1 日から許可広告物の点検が義務化され、規模によって有資格者点検が必要になった次第でございます。これにより、老朽化した屋外広告物の除却義務が発生することとなり、委員の皆様のご審議が高知県民の安心な暮らしの一助となる改正ができましたこと、厚く御礼申し上げます。

さらに、屋外広告物は、地域を活性化させる重要な役割もございます。この審議会は、その屋外広告物のあり方について審議するという、重要な機関でございます。

審議の運営に当たりましては、公正で適正な運営を目指して参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に、会長代理について、高知県屋外広告物条例施行規則第 34 条第 3 項の規定により会長が指名することとなっておりますので指名させていただきます。会長職務代理委員については、広末委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(大倉会長)

それでは、広末委員に会長職務代理者をお願いします。よろしくお願いします。

次に、本審議会では、会議録を作成して、その会議録に委員の代表者の方、2名に署名をしていただくこととなっておりますので、私の方から会議録署名委員について、指名させていただきます。今回の会議録署名委員は、田原委員と楠瀬委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。今回は、第1号議案として「自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加」と、第2号議案として「自動車専用道路における許可地域等の指定の追加」の2つの議案が提出されておりますが、いずれも自動車専用道路に関するものですので、事務局から一括して説明を受けた後、皆様の御意見を頂きたいと存じます。

では、事務局は議案の説明をお願いいたします。

(事務局)

高知県土木部都市計画課市町村調整担当チーフの三野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、自動車専用道路における禁止地域及び許可地域の指定の追加について、ご説明いたします。まず、お手元の「資料3」議案書の1ページをご覧ください。

高知県知事から高知県屋外広告物審議会会長あてに諮問しました文書を読み上げます。

6 高都計第 519 号、高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

令和 7 年 1 月 24 日 高知県知事 濱田 省司

記

1 自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加について

都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

2 自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について

都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線（予定地を含む。）から側方へ 500 メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

以上が諮問いたします文書になります。

次のページをおめくりください。右肩に議案書－１と記載しておりますものが、禁止地域の指定の追加についてです。参考としまして、高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定の告示のうち、禁止地域等の抜粋の新旧対照表を記載しております。右側の旧の香南のいちインターチェンジを、左側の新にあるように高知龍馬空港インターチェンジに改めます。

次のページをおめくりください。右肩に議案書－２と記載しておりますものが、許可地域の指定の追加についてです。同様に、高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定の告示のうち、許可地域等の抜粋の新旧対照表を記載しております。こちらについても、右側の旧の香南のいちインターチェンジを、左側の新にあるように高知龍馬空港インターチェンジに改めます。

ご説明につきましては、この議案書と、お手元にお配りしています「資料４」により、具体的に図でもって、ご説明させていただきます。資料４につきましては、前方スクリーンでご説明させていただきますが、併せてお手元の資料もご覧ください。

それでは資料４の１ページをご覧ください。最初に、屋外広告物審議会について説明させていただきます。

屋外広告物審議会は、高知県屋外広告物条例第５０条第１項に明記されておりますとおり、広告物及び掲出物件に関する重要事項を調査審議するための審議会です。また、同条第２項には、審議会で意見をお聞きしなければならない事項を定めており、その中には、禁止地域や許可地域の指定、指定の変更又は解除しようとするときとございます。

従いまして、今回の１号議案、２号議案の「自動車専用道路における禁止地域等及び許可地域等の指定の追加」について、ご審議いただきたいと考えております。

資料は２ページになります。屋外広告物は情報の発信者にとって、どこに、どのようなものがあるか等を知らせるために有効なものです。情報を受け取る側にとっても、有益なものであり、街の賑わいをより際立たせるものでもあるとともに、その街の景観を構成する重要な要素であります。屋外広告物は私たちが生活するうえで有益なものですが、無秩序に氾濫しますと、写真のように今まで育んできた街の美観や景観、自然風景を阻害することになります。

そうしたことから、まちの美観、そして景観は、県民共通の財産であることを踏まえ、秩序と節度を保つことを目的として、一定の規制が必要となります。屋外広告物法では、屋外広告物規制の目的、必要性について定めておりまして、良好な景観を形成すること又

は風致を維持すること、公衆に対して危害を防止することを目的としております。これらの目的を実現させるために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置、維持等について、必要な規制基準等を定めております。つまり、屋外広告物を設置する場合は、周囲の景観への調和や自然風景などのおもむきを維持することはもちろんのこと、安全性の確保や交通の阻害とならないよう取り決めすることが必要となります。

今回の議案事項であります、自動車専用道路周辺の規制趣旨としましても、交通の安全確保という観点が大きな要素となっております。

資料は3ページになります。次に、屋外広告物の定義ですが、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板や建物その他の工作物等に表示されているものが屋外広告物となります。したがって、街頭で配布されるチラシなどは常時又は一定期間定着してないため、屋外広告物には該当いたしません。また、建物の中からガラス越しに表示されている広告物についても、屋外で表示されていないため、屋外広告物には該当いたしません。

次に、御手元にお配りしておりますパンフレットをご覧くださいと思います。パンフレットを開いていただきますと、左手の方に広告物等の種類とその内容が記載されておありまして、右手にはそれを図にしたものと許可基準を載せてあります。

広告物の種類について、少し説明をさせていただきます。建物の屋上に設置されている屋上広告物、建物の壁を利用した壁面広告物、また、建物の敷地の中に独立して表示されている敷地内独立広告物や道路沿いに表示されております野立て広告物などがあり、それぞれ広告物の種類によって許可基準を設けております。

このパンフレットをさらに開いていただきますと、上部に規制概要地図があります。赤で示している禁止地域となる道路等、緑で示している許可地域となる道路があるほか、黄色ハッチで示す区域が許可地域等となっております。なお、グレーで表示しております高知市内は、高知市が高知市屋外広告物条例に基づき規制を行っております。

パンフレットの下部には、条例規制の4つの柱を載せておりますので、ご覧いただきしたいと思います。この条例規制の4つの柱について、少しご説明をさせていただきます。

はじめに、1は条例第10条に規定しております禁止広告物を説明したものです。著しく破損、老朽化したものや倒壊・落下の恐れのあるもの、交通の安全を阻害する恐れのあるものなどを禁止しております。続いて、2は条例第4条に規定している禁止物件です。こちらにあるガードレールや信号機、道路標識、郵便ポストなどに広告物を掲出することは原則禁止されています。3は条例第3条で規定している禁止地域等についてです。広告物の表示や掲出物件の設置を禁止する地域又は場所について記載しております。表の中段

に、高速自動車国道等の全区間及び知事が指定する区間が記載されておりまして、今回の審議事項に該当するものです。審議会の議を経て、禁止地域が指定されましたら、こちらの絵のように、道路の両側100m以内には屋外広告物が基本的には出せなくなります。最後に、4は、条例第5条に規定している許可地域等です。許可地域等では、基本的に一定の基準に適合する広告物であれば、許可を受け、手数料を支払えば、掲出することができます。10市町の都市計画区域や資料に記載の国道、県道それぞれの道路区域及び両側100m以内の区域、高速道路の両側500m以内の区域が許可地域となります。

それでは資料に戻りまして、12ページをご覧ください。ただ今から本日も審議いただきます内容について、ご説明いたします。

今回の審議事項といたしまして、1号議案が自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加、2号議案が自動車専用道路における許可地域等の指定の追加でございますが、いずれも自動車専用道路の同じ区間に関することでございますので、一括してご説明したいと思います。

資料の13ページに進みます。まずは、第1号議案の禁止地域等の指定でございます。追加指定箇所は、南国市から安芸市を結ぶ自動車専用道路であります都市計画道路南国安芸線のうち、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの間で、展望可能なものに限る区域であります。

この「展望可能なものに限る。」がどういうものかについては、後ほどご説明させていただきます。

資料は14ページ、指定地域の追加についてご説明いたします。国土交通省から、四国8の字ネットワークの一部を構成する「一般国道55号 南国安芸道路」の高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの区間が、令和7年3月15日に開通予定と公表されております。開通区間よりも西側、高知市との市境から高知龍馬空港インターチェンジの間は、平成8年7月に禁止地域を指定済みで、開通区間の東側、香南のいちインターチェンジから芸西西インターチェンジの間は平成25年3月に禁止地域が指定済みです。また、これらの区間は禁止地域と併せて、許可地域も指定済みとなっております。

そこで県では、今回開通する高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの区間について、既に指定されている前後区間と同様に、禁止地域及び許可地域の追加を予定しております。

こちらが、先日、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジを撮影したものになります。

16 ページです。繰り返しになりますが、今回の禁止地域の指定の区間は、図に示しているとおおり、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの間であります。

また、道路交通に供する部分から側方へ100mが禁止地域となり、例えば図のとおり、道路区域に法面等があったとしても、法面部分は含めず、あくまで車が通行するために必要な部分を基準として、その部分から側方へ100m以内を禁止地域としております。

17 ページに進みます。続いて、第2号議案の許可地域等の指定でございます。指定箇所は、先ほどの禁止地域の指定箇所と同様で、都市計画道路南国安芸線のうち、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの区間です。

許可地域については、自動車専用道路から両側500m以内で展望可能なものに限る区域が規制区域となります。

18 ページです。前段でご説明させていただきました、禁止地域等と許可地域等を重ねますと、自動車専用道路の両側100mが禁止地域、さらに100mから500mの間が許可地域になるということです。なお、当該区間のうち、南国市内については、都市計画区域に含まれているため、既に許可地域の指定がなされております。

許可地域については、広告物は出せませんが、はじめにご説明した、広告物の種類ごとに定めた許可基準に適合する必要がある、知事の許可が必要となります。

19 ページです。引き続きまして、先ほどの説明で少し触れました「展望可能なものに限る。」がどういうものかについて、ご説明いたします。

この「展望可能なもの」という記載は、地方公共団体が屋外広告物条例を制定することを促すために、国が示した標準条例の中に記載されており、全国の多くの自治体で採用されている考え方であり、本県でも同様の記載を採用しております。

図でご説明しますと、看板①のように、山等の自然地形で見えない箇所にありますものは、「展望できない」ということで規制対象外としております。次に看板②のように、建物など人為的な障害物で見えない場合は、建物が除去されれば「展望できる」ことが想定されることから、「展望できるもの」として規制対象としております。また、看板③は道路から見えない場合もありますが、看板②と同様の考え方で規制対象としております。

この考え方は、これまで本県で告示してきました、自動車専用道路の禁止区域と同様です。

一般的に展望可能という言葉を書きますと、見える・見えないの判断で、高架道路の場合は道路より低い位置にあるような看板は見えないので規制の対象外と思われるかもしれませんが、先ほどご説明させていただきましたとおり、自然地形で見えないもののみを展望できないものとしております。実際に見える・見えないの判断は、坂道やカーブと

いった道路状況の違いや乗用車とトラックの運転者の目線の高さの違い、そういった様々な要素から、判断が難しい部分が多くございます。そのため、県としましては、道路が平面上にあるのか、高架化されているのかに関わらず、道路から 100m 又は 500m の区域内にある広告物を一律に規制対象として扱っております。

ただ、この「展望可能なもの」という表現は、実際に見える・見えないといった誤解を招き兼ねないといったご意見も頂戴しております。ですが、「展望可能なもの」の記載がない場合は、道路から一律の幅で規制が掛かってしまい、先ほど展望できないとしました、山の裏にあるような自然地形で見えないようなものまでも規制対象となり、必要以上の制限となってしまいます。そのため、「展望可能なもの」という表現は、一定の経済活動を行いつつ、沿線の風致・景観の維持といった観点から必要最低限の規制は行うという趣向でありまして、記載が必要であると考えております。

一方で県としましても、この表現は非常に分かりづらく、誤解を招きやすいという認識はございますため、引き続き、広告業者様へのご説明や県の作成している手引きに解釈を明記するなど、周知を図る取組みを行ってまいります。

20 ページに進みます。なお、補足としまして、禁止地域内であっても、県や市町村などの地方公共団体が設置する看板や公益性が認められる看板、また、一定の基準を満たした店舗敷地内の営業用看板や案内誘導看板等は適用除外として、禁止地域内であっても設置することが可能です。

21 ページに進みます。こちらの表が適用除外となる広告物等をまとめたものです。これらに該当する広告物等は許可を受けずに設置することが可能であり、禁止地域内であっても設置することができます。

22 ページに進みます。次に自家用広告物等についてです。こちらも適用除外になり、許可を受けずに設置することが可能です。禁止地域の場合は、縦及び横の長さはそれぞれ 4 m 以下かつ表示面積は 4 m^2 以下に限り、許可地域の場合は、縦及び横の長さはそれぞれ 4 m 以下かつ表示面積は 10 m^2 以下に限り、許可を受けずに設置することが可能です。

23 ページに進みます。次は、適用除外のうち、例外的許可についてです。禁止地域において、一律に適用除外となる広告物等以外の広告物等を禁止しますと、かえって住民に不利益となると認められるものについて、広告物等の種類を限定して例外的に設置を認めています。認められるものは、案内誘導広告物等及びこのあと次のページでご説明します公益物件利用広告物等です。各基準に該当するものについては、禁止地域内であっても、例外的に許可を受けて設置することが可能です。

案内誘導広告物等は案内誘導を目的とする事項を表示するもので、大きさは、縦及び横

の長さがそれぞれ2 m以下かつ、表示面積が2 m²以下であるものに限りま

24 ページに進みます。次に、公益物件利用広告物です。土木事務所長が認定した、公益物件と認められる物件を利用して広告物を設置することができます。主な例はこちらのイラストにあるような、防犯灯や消火栓標識に添架されているものがあります。なお、表示面積は1 m²以下、かつ、公益物件の部分と同等以下の面積のものに限りま

以上が自動車専用道路における禁止地域等及び許可地域等の指定の追加をお諮りする説明事項になります。説明を終わります。

(大倉会長)

ただいま事務局が説明した内容についてお諮りしたいと思います。御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは私から2点、よろしいでしょうか。

第1号議案については賞賛です。先ほど事務局から御説明がありましたように、禁止地域の展望可能なものに限るとい

2点目が第2号議案について、こちらはお願いです。

今回の追加区間の特徴は、NHK朝ドラあんぱんの放送が始まることから、観光や土産物の広告が予想されます。今後、デジタルサイネージなど、可変表示式広告物の増加も想定されますので、自動車専用道路を走行するドライバーの安全を一層考慮した上で、設置許可の検討をお願いしたいと存じます。

他に何か御意見ございませんでしょうか。

(田原委員)

私どもはこの説明をお伺いして分かるんですけども、沿線の方々、まず分かりませんよね、道路ができ看板を出しちゃいけないというのは。それを何か啓発するような、行政の看板や文書を、設置とか配布される予定はないんですか。もう建ってからでは遅いと思うんです。

(大倉会長)

屋外広告物業者様から、先手先手を打って規制をかけるべきという御意見をいただきました。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

禁止地域、許可地域を追加することに対しては、関係する方々に漏れなくお知らせをするということで、関係団体等に周知をしておるところでございます。恐らく広告物を設置する機会が多い、広告業者さんについては、内容が周知されるものと考えております。

また、ホームページ等も利用しまして、周知を図っていきたいと思います。

(大倉会長)

よろしいでしょうか。来月開通ということでございますので、ぜひ急いで、よろしく願います。

来月開通予定ということで、私も通るわけにはいきませんので、空港インターチェンジまで走行して降りて、またのいちインターチェンジから乗って走行してみました。

許可地域は、両側 500 メートルにありまして、非常に見晴らしがいいんですね。その見晴らしがいいだけに、先ほども申しましたようにやっぱり懸念もございます。ドライバーにとって、視線を奪うようなものが、例えば壁面広告などに出てこないかとか、そういったことも懸念されます。ぜひ、周知もお願いしたいですし、広告主の方の計画というものもあると思いますので、なるべく早くお願いしたいと存じます。よろしく願います。

(事務局)

承知いたしました。

(大倉会長)

他に御意見ございませんか。

(中橋委員)

これは今後、禁止するというのでいいと思いますが、既存の広告物がもうすでにあると思います。この範囲内で既存の広告物については、撤去を求めていくということになるのかなとは思いますが、撤去を求めるにあたっての手順なり、協力をどのように進めていくのかということをお知らせいただいでよろしいでしょうか。

(事務局)

今回追加いたします区間についても許可を受けて設置している広告物の中で、禁止地域

となることでいわゆる既存不適格的となる、要件を満たさなくなってしまうというような広告物が、数件ございます。

こちらの広告物についての扱いになりますけれども、高知県屋外広告物条例の中で、経過措置の項目を定めておまして、告示の翌日から三ヶ年の間は、経過措置ということで表示ができる形になります。この間に、県は是正を促していく、指導を行っていくということになります。

(中橋委員)

既存のものについては、撤去するなりに費用がかかってくると思いますけれども、それは自己負担ということになるのでしょうか。

(事務局)

はい。こちらは自己負担ということになります。

(中橋委員)

営業権の制限ということにも関わってくるかと思しますので、周辺の皆さんへの説明、それから協力を求めるということについては丁寧に進めていただければと思います。

(事務局)

はい。丁寧に進めていくようにいたします。ありがとうございます。

(大倉会長)

自己費用が発生するということも大きな負担を課すところになりますね。先ほどの田原委員からも御質問があったようにですね、来月開通するということですが、開通してから禁止区域になるということですよ。

(事務局)

今回の告示のスケジュールですけれども、3月14日の告示を行いたいと思っております。今回承認いただければというところではございますが。

(大倉会長)

この審議会の結果、告示ということになる。

(事務局)

審議会で御承認いただければ、3月14日に告示を行いたいと考えております。

(大倉会長)

広告主さんも設置をされる業者さんも、こういったことはあらかじめ想定されるという部分もあろうかと思imasuので、なるべく早く準備をしていただけるように、また、今後、他の区域も出てくると思imasuので、早めに周知をしていただければと思imasu。

(事務局)

はい。

(田原委員)

今まで規制対象外であり、高速が通ることによって、規制対象になったので非常に県としても心苦しいですよね。

(事務局)

そうですね。

(大倉会長)

でも経過措置が三ヶ年あるということはありがたい、いいと思imasuけれども、やはりそこに自己費用も発生する。なかなか悩ましいところですが、何か早くお伝えできるように今後ともみんなで協力していきたいと存じます。

(事務局)

ありがとうございます。承知いたしました。

(広末委員)

先ほどの質問に関連しますが、次はどこまで何年に伸びるんですかね。今、どんどん工事してますよね。安芸の東側に降りるようになるんですかね。私も通るんですが、芸西のところなんかは町の中を通ってますよね、ということは商店がいっぱいありますし、その予定なんかもよかったら教えてもらっていいですか。この禁止地域とかの、芸西西インターチェンジまでの区間というところが変更なるということでもいいんですかね。

(大倉会長)

資料4の7ページに地図がありますけども、これが一番広い、広域の地図でしょうか。

(事務局)

資料の中で、安芸まで入っている地図となりますとそうですね。

(大倉会長)

こちらを見ながら事務局の方から、御説明いただければと思います。

(事務局)

今回の開通は3月15日ということで、空港のところから芸西までが繋がることに伴って規制をかけます。

そこから先の開通につきましては、まだ正式な公表がなかったと思います。まだ工事をしている最中なので、いつというのは申し上げることはできないのですが、順次、供用開始されるごとにこういう規制をかけていくという形になります。

(大倉会長)

工事をしているということも分かりますし、大体この辺りに伸びていくんだろうなというのも分かるところなんですけど、供用直前ではなく、ある程度の予定を知りたいということではないでしょうか。

(広末委員)

何年か後にかかるわけですから。ということは、今から店舗を作って、看板つけると、そんなこと知りませんよね。現時点では許可になってるわけですから、違法じゃないので。ということは、こういうルールがあってこういう規制が絶対かかりますよということと言うと、ただいまの中橋さんの質問のような、自分で撤去したりということが少なくて済むんじゃないかと思っただけのことです。

(大倉会長)

大体この先、延伸するだろうなというところに、自社ビルを建てるとか、そういったことを検討されている広告主さんが情報収集しようと思えば、どういったアクセスが可能ですか。

(事務局)

実際のところは、県では道路課若しくは国土交通省の土佐国道事務所、そちらが順次、決まったところを御報告しております。そこでそういった情報は知ることはできるかと思えます。

屋外広告の方から言いますと、規制をかけることになってしまうので、実際開通まではそういった規制はかかっていないところもあります。そこを、こちらからいつということが発信できない限り、なかなか公表していくということは難しいところではあります。

(大倉会長)

なかなか難しそうですね。

(事務局)

地図上では、予定のところはラインとして入れさせていただいたものがあります。ただ、そちらがいつ開くか、いつごろになるかというのは、こちらで決めることができないので、そういった発表はなかなか難しいというところでございます。

(広末委員)

いつじゃなくてそういうルールがあるというのを、民間の会社の方、商売される方、事務所を作る方に、言うことは別に良いような気がします。

(事務局)

今も、こういう規制がありますよというのは、組合さんとか、色々な関係のところには周知してきておりますので、そういった情報を仕入れながらそこは考えていただければありがたいなと思っております。

(幹事 都市計画課長)

広末委員のお話にございましたとおり、芸西などは国道 55 号と併走してございますので、これから今まで以上に既存不適格物件が大きく出てくるということは、当然想定されるところでございます。

施工者は国ですので、なかなか開通時期がいつというのは言えないですが、そこで商売されてる方など、様々な方に、そこには将来高速が入ってきたらこういうふうな状況になりますよということは、順次ホームページなど様々な手段を通じて、お知らせをしていくということは非常に重要なことだと思っております。国や道路課と連携しながら、情報が入れば、適宜発信をさせていただきたいと思っております。

(楠瀬委員)

先ほどの件につきまして、こうしてはいかがかなといいますか、お願いをさせてもらいたいと思います。建物を建てる場合には、確認申請という手続きが要るわけですがけれども、県の建築指導課、各市町村にもそういう窓口があります。そこでこういう可能性がありまますよという、屋外広告物に関するお知らせチラシ 1 枚で結構ですから置いていただいたらいいかなと思います。

ホームページというのは、見られる方と見られない方がたくさんいらっしゃいまして、全員になかなか周知ができません。屋外広告物の関係者の方々のご存じだと思いますけれども、一般商店の店主だとか、そういう方々が新しい情報を仕入れるっていうために、ホームページを見るわけじゃないですし、そういうことには疎いんじゃないかなと思います。

確認申請を出した時点ではまだ建物が建ってないとかいうことになりますので、新規物件については少し対処ができるのかなというふうに思います。

(大倉委員)

御意見ありがとうございます。私からも事務局に質問です。

田原委員は、高知県広告美術協同組合副理事長様、そして理事長様、お2人が出席されていて、楠瀬委員は、建築系です。そして、広瀬委員は、商工会議所から代表して出席されているんですが、こういった関連団体とこの屋外広告物審議会、もしくは都市計画課と繋がるようなお知らせの方法とか、そういったものは今まであるのでしょうか。

(幹事 都市計画課長)

今まで、商工会の方々等とお話をする場というのはございませんでした。

ただ、屋外広告物審議会などこういう場とか、他にも例えば、商工会の総会や、建築士会の集まりなど、そういう場に、今後参加をさせていただく機会があれば、屋外広告物でこういう規制がありますということを業務のパンフレットを皆さんにお配りをさせていただき、周知を図って参りたいというところは考えておるところでございます。そういう場が今後あれば、ご案内いただければ、参加をさせていただき、お話をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(大倉会長)

御意見ありがとうございます。

この審議会の審議委員になられている関係団体の代表の方々はこちらの審議会、そして県の屋外広告物担当者が太いパイプを持って、連携をして周知をしていくというところで、課長から御意見をいただきましたので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは他に御意見ございませんでしょうか。

今回の議案に関しましては来月改定予定の区間を追加するという議案でございますので問題はないようでございます。先ほどご意見が出ました、早い情報が欲しい、禁止地域、許可地域というものを関連団体に早め早めにお知らせいただくと、いう貴重な御意見をいただいたということで、議案に関してはこのまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

第1号議案及び第2号議案とも原案通り承認する。との内容で、知事に答申することで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

はい。

(大倉会長)

ありがとうございます。それではそのように答申いたします。

では、全体を通して、何か御質問、御意見がございましたら発言をお願いいたします。

では、付議事項について審議会としての意見はありませんでしたので、原案どおり知事に答申いたします。

本日の審議は以上でございますが、事務局より報告事項があるとのことですので、お願いいたします。

(事務局)

報告事項の説明資料は資料5になります。報告事項は、高知県屋外広告物条例の一部改正についてです。それでは報告事項について説明させていただきます。

刑法等の一部を改正する法律の施行による刑法の一部改正により、懲役及び禁固の刑が廃止され、拘禁刑が新たに創設されます。これを受けまして、高知県屋外広告物条例においても、第55条の罰則規定について、懲役を拘禁刑に改める一部改正を行う予定です。

以上で報告事項の説明を終わります。

(大倉会長)

ただいまの事務局からの説明内容について、御質問、御意見がございましたら発言をお願いいたします。

それでは議事及び報告事項以外のことで、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

では、お忙しい中お集まりいただきました審議員の皆様、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。たくさんの貴重な御意見をいただきましたので、今後とも事務局とともに、進めて参りたいと思います。

本日付議になりました議案等は以上でございます。

それでは進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

本日は大変ご多用中のところ、御出席をいただき、また熱心な御討議いただきまして、誠にありがとうございました。

また、事務連絡ですが、本日会場までお車でこられた方で、有料駐車場をご利用になられた方は、お手数ですが、後日領収書を事務局までお送りください。

以上をもちまして、第21回高知県屋外広告物審議会を閉会させていただきます。

委員の皆さま、どうもありがとうございました。